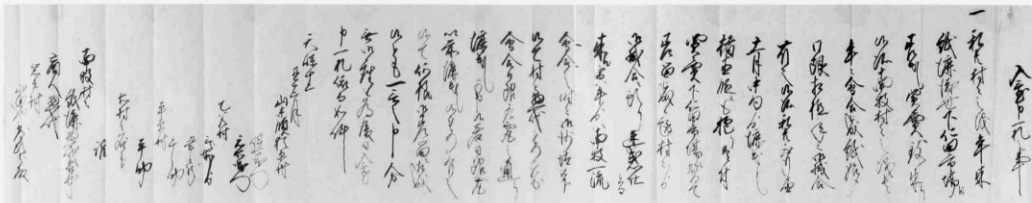


西上州の紙漉き



この文書は、³³³⁴槽原村（現上野村槽原）などの紙漉き百姓6人が、岩戸村（現南牧村磐戸）の山田屋常次郎（紙漉と商人惣代）に対し、紙漉きを始める日限について申し入れた誓約証文の案文です。

この証文によると、南牧領の村々では毎年会合の上、紙漉き始めの日限を決め、³³³⁵山中領3ヶ村もそれに従ってきたものの、今回、その3ヶ村が勝手に11月中旬から紙漉きを始めてしまい、南牧領の村々から「槽原段に影響する」ので「下仁田市場での紙先買を差し留める」という通告を受けます。そこで3ヶ村の紙漉き百姓は、来年からは会合で決められた日限を守る旨を誓約しています。山中領は現在の鬼石町から神流町・上野村にかけての地域、南牧領とは現在の下仁田町・南牧村地域です。

上野国では、甘栗部や緑野部の山間部、特に幕府領を中心に江戸時代の初めから紙か特産物でした。紙には「紙舟役」・³³³⁶「紙之割」という名称の税がかかっていました。原料の楮は、検地帳に「楮畑」として登録されており、冬から春先に行われる紙漉きは、重要な農閑稼ぎでした。

〈参考資料〉『群馬県史』通史編5 567～571頁

一 入れ置き申す一札の事

一 私共村々の儀、年来紙漉き渡世、下仁田市場へ差し出し買売致し来り候ところ、南牧村々の儀は年々会合成られ、紙始め日限相極め、年々御掛合、これ有り候ところ、私共不行届十一月月中旬より漉き出し、槽直（値）段にも抱（拘）わり候に付き、買売下仁田市場において差し留め成られ候、村々より御掛合に預り迷惑仕り候間、来る寅年よりは南牧一流（統）会合の時々御沙汰下され候わば、村々惣代も離り出で、会合日限取り極めの通り漉き出し申すべく候、若し日限究め以前漉き出し候ものこれ有り候わば、何様御差し留めに相成り候とも、一言の申し分御座無く候、後日のため、入れ置き申す一札、仍って件の如し

天保十二
丑十二月

山中領 槽原村
伊右衛門
元右衛門
乙父村
三郎右衛門
幸藏
午之助
平原村
平助
右村々名主
助
南牧村々
紙漉惣代衆中
商人惣代
岩戸村
山田や常次郎殿

* 渡世（職業） 生業 / 掛合（議合） 紙漉 / 一流（統） 一團